

パブリック・コメント手続で提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : 兵庫県立自然公園条例等を改正する案
 意見募集期間 : 令和3年12月27日～令和4年1月17日
 意見等の提出件数 : 2件(1人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
2 改正概要 (1) 兵庫県立自然公園条例 エ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防 (条例第15条関係)	クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。 →改正自然公園法では野生動物への餌付けが鳥類、哺乳類の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすことから禁止しており、人身被害はその一例にすぎない(環境省確認済)。餌付け禁止の理由として第一に人身被害を挙げると鳥類への餌付けの抑止力にならなくなったり、禁止を求める際にも餌付けが直接人身被害につながる関連性を証明する必要が出たりと、 <u>条例本来の主旨について実効性を損なう可能性が生じる</u> 。野生動物への餌付け行為そのものが生態系を損なうことは明らかであるため、 <u>クマ、サルなど鳥類及び哺乳類への餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。</u> とすべき。	1	【意見を反映しました。】 概要資料には、野生動物の例示として、「クマ・サルなど」と記載していましたが、本来記載内容の「鳥類及び哺乳類」を追加で記載させていただきます。 なお、条例本文には、「野生動物は鳥類又は哺乳類に属するものに限る。」と記載しています。
2 改正概要 (3) 国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準 ウ 土地の形状変更で原則禁止となる行為の明確化 ((5)土地の形状変更関係) <条文>	条文内(1)～は文書法制上ア～であると勘案する。 以下ア 風衝地～も同様 同様に (6)野生動植物の～ は (6)__野生動植物の～ とすべき	1	【意見を反映しました】 文書法制に基づき修正します。